

議案第 56 号

桐生市小規模污水处理場設置条例を廃止する条例案

桐生市小規模污水处理場設置条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 8 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市小規模汚水処理場設置条例を廃止する条例

桐生市小規模汚水処理場設置条例(昭和 56 年桐生市条例第 20 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に廃止前の桐生市小規模汚水処理場設置条例(以下「旧条例」という。)によりなされた処分、手続その他の行為は、桐生市下水道条例(平成 17 年桐生市条例第 66 号)の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日前から継続して小規模汚水処理場を使用し、施行日以後にその使用料の支払を受ける権利が確定する旧条例第 5 条の規定により算定する小規模汚水処理場の使用料については、桐生市下水道条例第 30 条の規定により算定する公共下水道の使用料とみなす。

(桐生市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正)

- 4 桐生市水洗便所改造資金貸付基金条例(昭和 42 年桐生市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は小規模汚水処理場処理区域」を削る。

(桐生市水洗便所改造資金貸付条例の一部改正)

- 5 桐生市水洗便所改造資金貸付条例(昭和 42 年桐生市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 3 条第 1 号中「、小規模汚水処理区域」を削る。

(桐生市浄化槽設置資金貸付条例の一部改正)

- 6 桐生市浄化槽設置資金貸付条例(平成 2 年桐生市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「並びに小規模汚水処理場、農業集落排水処理施設処理区域」を「及び農業集落排水処理施設処理区域」に改める。

議 案 説 明

議案第 56 号 桐生市小規模污水处理場設置条例を廃止する条例案

公共下水道の整備により、川内町に設置している桐生市新堀住宅団地污水处理場が廃止され、本条例の適用を受ける小規模污水处理場がなくなったことから、条例を廃止するものです。